

## 公演規約

### 大阪市立芸術創造館 大練習室公演利用規程

#### □利用時間

大阪市立芸術創造館（以下「創造館」という。）の供用時間は、午前10時から午後10時30分までとする。ただし、時宜により変更することがある。

#### □使用料

施設使用料、及び機材使用料は、同意書で定めた期日までに支払わなければならない。支払い期日は、原則として使用日当日の使用開始時間までとする。同意書を交わした後は、キャンセルした場合も使用料を納めなければならない。

#### □使用許可の制限

以下の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又は付属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) その他不相当と認めるとき

#### □遵守事項

使用者及び入館者は、創造館内において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと
- (2) 他人に迷惑となる行為をしないこと
- (3) 許可なく入館者に対し物品を販売しないこと
- (4) 管理スタッフの必要による指示に従うこと

#### □使用許可の取消し等

次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命じます。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき
- (2) 使用許可の制限に定める事由が発生したとき
- (3) 芸術創造館条例に違反し、又は本条例に基づく指示に従わないとき

#### □損害賠償等

創造館の施設の使用の許可を受けた者、又は入館者が建物又は付属設備を損傷し、又は亡失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

以上。